令和元年12月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	
会 期	
応招議員・不応招議員	1
12月20日(金)	○議事日程
	○出席議員・欠席議員 4
	〇説明のための出席者 ····································
	○事務局職員出席者4
	○開会及び開議の宣告
	○議長の挨拶・・・・・・・・・・5
	○管理者の挨拶
	○議事日程の報告 6
	○日程第1、会議録署名議員の指名6
	○日程第2、会期の決定6
	○日程第3、諸報告6
	○日程第4、管理者の専決処分事項の指定についての廃止について(議員
	提出議案第1号)7
	○日程について
	○日程第5、専決処分の承認を求めることについて(令和元年度坂戸、鶴
	ヶ島下水道組合一般会計補正予算(専決第1号)関係)(議案第7号)8
	○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の服務の宣誓に関する条例等の
	一部を改正する条例制定の件(議案第8号)8
	○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償
	等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改
	正する条例制定の件(議案第9号)8
	○日程第8、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改
	正する条例制定の件(議案第10号)8
	○日程第9、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制
	定の件(議案第11号)
	○日程第10、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業の設置等に関する条例
	制定の件(議案第12号)8
	○日程第11、坂戸、鶴ヶ島下水道組合会計年度任用職員の報酬等に関す

る条例制定の件(議案第13号)8
○日程第12、令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第
2号)を定める件(議案第14号)8
○日程第13、一般質問 ······17
○議長の挨拶
○管理者の挨拶
○閉会の宣告

○招集告示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第19号

令和元年12月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月15日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

- 1 期 日 令和元年12月20日
- 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

令和元年12月20日 1日間

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

応招議員(12名)

1番	持	田	靖	明	議員	2番	太	田	忠	芳	議員
3番	吉	岡	茂	樹	議員	4番	小][[直	志	議員
5番	内	野	嘉	広	議員	6番	大	澤	初	男	議員
7番	大	野	洋	子	議員	8番	鈴	木	友	之	議員
9番	大 曽	根	英	明	議員	10番	藤	野		登	議員
11番	藤	原	建	志	議員	12番	飯	田		恵	議員

不応招議員(なし)

令和元年12月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

令和元年12月20日(金曜日)

○議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について(監査報告第3号)

(2)令和元年度定期監査の結果について(監査報告第4号)

(3)議事説明者について

日程第 4 議員提出議案第1号 管理者の専決処分事項の指定についての廃止について

日程第 5 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合 一般会計補正予算(専決第1号)関係)

日程第 6 議案第 8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する 条例制定の件

日程第 7 議案第 9号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 8 議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定 の件

日程第 9 議案第11号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件

日程第10 議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業の設置等に関する条例制定の件

日程第11 議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例制定の件

日程第12 議案第14号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件

日程第13 一般質問

午前10時00分開会

出席議員(12名)

1番	持	田	靖	明	議員	2番	太	田	忠	芳	議員
3番	吉	岡	茂	樹	議員	4番	小	JII	直	志	議員
5番	内	野	嘉	広	議員	6番	大	澤	初	男	議員
7番	大	野	洋	子	議員	8番	鈴	木	友	之	議員
9番	大 曽	根	英	明	議員	10番	藤	野		登	議員
11番	藤	原	建	志	議員	12番	飯	田		恵	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 理 者	石	JII		清	副管理者	齊	藤	芳	久
監査委員	宮ヶ	原	正	房	会計管理者	鈴	木	光	_
事務局長	宇 津	木	優	明	事務局次長 兼 水 処 理 セ ン タ ー 所	髙	山		淳
事務局次長 兼企業会計 担当副参与	中	田	真	_	総務課長	岡	本	義	徳
業務課長	飯	田	清	貴	業務課副課長	安	原		仁
建設課長	大	沢	嘉	史	建 設 課 副 課 長	栗	田	隆	広
維持管理課長	菊	地	征	_	維持管理課副 課 長	関	根	_	樹
維持管理課副 課長	岸		俊	之					

事務局職員出席者

書	記	戸「		義	也	書	記	吉	澤	卓	巳
書	記	牛 久 亻	保	武	志						

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○小川直志議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから令和元年12月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議長の挨拶

○小川直志議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆さん、おはようございます。早朝からお集まりいただき、まことにありがとうございます。

- ◇ ·

初めに、台風19号により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、令和元年12月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員 各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発 展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日は、議員提出議案を初め、管理者から8件の議案が提出されており、いずれも重要議案でございます。何とぞ慎重ご審議をいただいて、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、 ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

\Diamond

◎管理者の挨拶

- ○**小川直志議長** 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。 石川管理者。
- ○石川 清管理者 議員の皆さん、おはようございます。

初めに、このたびは、台風19号により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。本組合といた しましても、施設の早期復旧に向け、全力で取り組んでまいります。

本日、ここに、令和元年12月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、全員のご出席を賜りましたことに対し心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第3・四半期を終えようとしておりますが、本組合では汚水管渠築造工事を初めとする 工事の進捗はおおむね順調に進んでおり、一層の普及率向上に向け、努めてまいります。議員各位におかれましては、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本日ご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業の設置等に関する条例制定の件ほか7件でありまして、いずれも本組合運営上、重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、 適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたし

-	•	
+	7	•
_	u	-

◎議事日程の報告

○小川直志議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

---- <> -

◎会議録署名議員の指名

○小川直志議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、

7番 大野洋子議員

8番 鈴木友之議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○小川直志議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和元年12月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸報告

○小川直志議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、監査報告第3号 現金出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、 監査委員から令和元年8月分から令和元年10月分までの報告がありましたので、写しをお手元に配付して おきましたから、ご了承願います。

次に、監査報告第4号 令和元年度定期監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定により、 監査委員から報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。 次に、議事説明者についてですが、今期定例会に出席通知のありました者の職、氏名並びに議会事務 局職員の職、氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

- 💠 –

◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**小川直志議長** 日程第4、議員提出議案第1号 管理者の専決処分事項の指定についての廃止についてを 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、内野嘉広議員。

○5番(内野嘉広議員) ただいま議題となっております議員提出議案第1号 管理者の専決処分事項の指 定についての廃止について提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、同法第40条第2項の規定により、組合の 義務に属する損害賠償の額の決定等について議会の議決を要しないこととなることから、廃止といたした く、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○小川直志議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程について

○小川直志議長 お諮りいたします。

日程第5、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてから日程第12、議案第14号 令和元年度 坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件までを一括議題といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

 $- \diamond$

◎議案第7号~議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小川直志議長 日程第5、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてから日程第12、議案第14号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第7号から議案第14号につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、台風19号の対応に要する経費について、緊急に補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、11月1日付で令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(専決第1号)を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いしようとするものであります。

次に、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制 定の件でありますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所用の改正を いたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件でありますが、職員の給与改定に準じ、議員、管理者及び副管理者の期末手当について所用の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でありますが、人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢に立ち、現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案しつつ、国及び埼玉県の給与改定に準じ、職員の給与を改定する等、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第11号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件でありますが、 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正 に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業の設置等に関する条例制定の件でありますが、 地方公営企業法の財務規定等を適用し、坂戸、鶴ヶ島下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めたく、 本案を提出した次第であります。 次に、議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例制定の件でありますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の報酬、費用 弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第14号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件でありますが、歳入歳出それぞれ8,057万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を47億4,012万7,000円にしようとするものであります。

主な内容を申し上げますと、人件費につきましては、事務の増加に対応するため、所要の費用を追加することといたしました。

消費税及び地方消費税につきましては、平成31年3月に修正申告を行ったことにより、今年度の納付額に不足が見込まれますことから、必要な費用を措置することといたしました。

事業費につきましては、台風19号の影響及び今後の浸水被害防止のため、大谷川雨水幹線の最下流部及 び鶴ヶ島市大字藤金地区の浚渫工事等を行うため、必要な経費を措置することといたしました。

災害復旧費につきましては、台風19号により被災した施設の復旧に要する経費を措置することといたしました。

歳出に見合う財源といたしましては、国庫支出金、繰入金、繰越金、組合債をもって充て、収支の均衡 を図った次第であります。

次に、繰越明許費の設定につきましては、大谷川雨水排水機場災害復旧事業等において、年度内の完成 が困難なことから、翌年度に繰り越して執行いたしたく、所要の措置を行うものであります。

次に、地方債の補正につきましては、台風19号により被災した施設等の復旧に伴う地方債を追加しようとするものであります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○小川直志議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑については、議会運営についての申し合わせ事項により、通告のあった者から行うことといたします。

初めに、日程第5、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてに対する質疑に入ります。 2番、太田忠芳議員。

○2番(太田忠芳議員) 2番、太田忠芳です。議案第7号、補正予算(専決第1号)について、歳出の款 2総務費に関して2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、時間外勤務手当の勤務時間数について、2つ目は、その他の職員手当等の内容について、1 点目からよろしくお願いします。

- ○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。
- ○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

10月12日の土曜日から26日土曜日までの間に災害対応に従事した主査以下の職員に支給をいたしました時間外勤務手当、こちら勤務時間数は合計で357時間、対象職員数は21名でございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

2番、太田議員。

○2番(太田忠芳議員) 再質問をいたします。

12日と13日が大変な事態だったのではないかと思いますけれども、その2日間の勤務時間についてお願いします。

- ○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。
- ○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

10月12日土曜日の勤務時間数が138時間で19名、翌13日日曜日の勤務時間数が100時間で9名、2日間合計で238時間でございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

2番、太田議員。

○2番(太田忠芳議員) 大変ご苦労さまでした。

それでは、2問目ですけれども、その他の職員手当等の内容についてお尋ねします。

- ○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。
- ○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

その他の職員手当等の内容についてでございますが、主査以下の職員を除く管理職員に対して支給をする管理職員特別勤務手当でございます。主査以下職員の時間外勤務手当とは異なりまして、土日、祝日や夜間の勤務1回につき規則で定める額を支給するものでございます。対象職員は14名でございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正 する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声]

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入りま す。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第11号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業の設置等に関する条例制定の件に対する質疑に入ります。

[「なし」の声]

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声]

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例制定の 件に対する質疑に入ります。

2番、太田忠芳議員。

○2番(太田忠芳議員) 2番、太田忠芳です。議案第13号 会計年度任用職員の報酬等に関する条例制定 の件について、4件質疑したいと思います。

1点目は、会計年度任用職員について、2点目、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員 について、3点目が、第3条にある特殊な専門知識を必要とする第1号会計年度任用職員について、4つ 目が、現在の臨時職員との比較についてであります。

1点目の会計年度任用職員についてですが、この場合、該当する職員数は何名でしょうか。

- ○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。
- ○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

該当する職員数についてでございますが、組合では現在3名の臨時職員が勤務しておりますことから、 その職員全てが会計年度任用職員へ移行した場合、3名となる見込みでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

2番、太田議員。

- ○2番(太田忠芳議員) 再質問なのですけれども、現在の臨時職員がそのまま移行することの移行は確認 をしているのかどうか。
- ○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。
- ○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

移行のほうを確認しているかというご質問でございますが、改正されました地方公務員法第22条の2では、会計年度任用職員の採用に当たりましては、競争試験または選考によるものと規定をされておりますことから、そのまま移行するという現在の移行の確認のほうは行ってはおりません。

以上でございます。

- ○小川直志議長 2番、太田議員。
- ○2番(太田忠芳議員) それでは、2つ目なのですけれども、第1号と第2号の違いと該当する職員数に ついてお尋ねします。
- ○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。
- ○岡本義徳総務課長 第1号会計年度任用職員と第2号会計年度任用職員の違いと該当する職員数ということでございますが、第1号会計年度任用職員とは、1週間当たりの勤務時間が常勤職員の勤務時間と比較いたしまして短い時間であるものと規定されております。短時間勤務のパートタイム会計年度任用職員を示すものでございます。第2号会計年度任用職員とは、常勤職員と勤務時間が同一であるフルタイムの会計年度任用職員を示すものでございます。当組合の臨時職員は3名とも短時間勤務でありますことから、そのまま移行した場合には第1号に該当することとなります。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

2番、太田議員。

○2番(太田忠芳議員) はい、了解です。

3つ目ですけれども、第3条に特殊な専門知識を必要とする第1号会計年度任用職員がありますが、その職務内容についてお尋ねしたいと思います。

- ○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。
- ○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

特殊な専門知識を必要とする第1号会計年度任用職員の職務内容についてでございます。第3条に規定しております特殊な専門知識を必要とする第1号会計年度任用職員とは、職務の内容や責任の度合いを考慮いたしまして、看護師あるいは保健師などの高度な知識または経験を必要とする業務に従事する職員でございます。当組合の臨時職員におきましては、現在該当する職員はおりませんので、会計年度任用職員へ移行しても該当する職員はおりませんが、そのような職員を採用しなくてはならない場合に備えまして、この規定のほうは設けさせていただいております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

2番、太田議員。

○2番(太田忠芳議員) はい、了解です。

現在の臨時職員との比較についてお尋ねしたいのですけれども、現行制度との変更点と処遇改善についてお尋ねします。

- ○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。
- ○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

現行制度との変更点、また処遇改善についてというご質問でございます。現在の臨時職員との比較についてでございますが、これまでの時間給による賃金から報酬へと変わることで、報酬月額が上がるということが大きな変更点でございます。

また、処遇改善という点につきましては、地方自治法の改正によりまして、期末手当の支給が可能となります。また、報酬月額が上がることによりまして、社会保険への加入が可能となるということが挙げられます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

2番、太田議員。

○2番(太田忠芳議員) それでは、再質問したいと思うのですけれども、今期末手当についてはお話があったのですけれども、期末手当以外に支給可能となる手当はあるのか。

ここでは4点一括でお願いしたいと思うのですけれども、1点目が期末手当以外に支給可能となる手当はあるか。

2点目、社会保険の加入については、これまでの職員はどうだったのか。

3点目は、会計年度任用職員制度は年度単位となっているわけですけれども、継続して雇用する場合、 昇級という制度があるのかどうか。

4点目は、条件によっては退職手当の支給もできることになったと思いますが、この点はどうなるでしょうか。一括でお願いします。

- ○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。
- ○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

初めに、期末手当以外に支給可能となる手当はあるのかというご質問でございます。現在の臨時職員におきましても通勤手当の支給のほうは行っておりますが、これに加えましてパートタイム会計年度任用職員につきましては、地域手当分を報酬単価に含めることで支給は可能であると考えているところでございます。

次に、社会保険の加入についてでございます。これまでの職員はどうであったのかというご質問でございますが、これまで社会保険等の加入条件というのがございまして、労働時間が週20時間以上、賃金の月額が8万8,000円以上、勤務期間が1年以上というこれら全ての条件を満たしていませんことから、現在職員個人が任意で国民健康保険等には加入しているところでございます。

次に、継続して雇用する場合、昇級という制度はあるのかというご質問でございますが、会計年度任用職員につきましては年度単位での採用となりますので、再度の任用となった場合につきましても昇級ということはございません。しかしながら、それまでの経験年数やその職における一定の勤務経験、実績等の要素を考慮して、新しい給料のほうは定めることとされております。

最後に、退職手当の支給についてでございますが、フルタイム会計年度任用職員に対しては支給は可能 となりますが、パートタイム会計年度任用職員につきましては支給対象外となります。

以上でございます。

○小川直志議長 ほかに質疑はありますでしょうか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第14号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件に対する質疑に入ります。

3番、吉岡茂樹議員。

○3番(吉岡茂樹議員) 3番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第14号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件について質疑をいたします。

1つは、歳出の関係ですが、款3事業費、雨水事業維持管理費についてであります。具体的には、大谷川雨水幹線整備工事事業の内容についてお伺いをします。

2つ目は、款6の災害復旧費についてでありますが、1つは雨水施設災害復旧費の内容について、それから大谷川雨水排水機場災害復旧費の内容についてお伺いします。

- ○小川直志議長 菊地維持管理課長、答弁。
- ○菊地征一維持管理課長 お答えいたします。

大谷川雨水幹線整備工事の内容でございますが、台風19号の影響により、水路内に残されている漂着物の撤去工事を最下流部である坂戸市大字紺屋地内で実施するほか、今後の大雨に備えるため、水路内に堆積している土砂の浚渫工事を坂戸市大字紺屋地内及び鶴ヶ島市大字藤金地内で実施するものであります。以上でございます。

- ○小川直志議長 3番、吉岡茂樹議員。
- ○3番(吉岡茂樹議員) それでは、款6の災害復旧費についての雨水施設災害復旧費の内容についてお聞きします。
- ○小川直志議長 菊地維持管理課長、答弁。
- ○菊地征一維持管理課長 お答えいたします。

雨水施設災害復旧費につきましては、台風19号により越辺川の堤防が決壊し、倒壊した大谷川雨水幹線 最下流部に設置された転落防止柵、左岸側33メーター、右岸側55メーターを復旧するものであります。 以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

3番、吉岡議員。

○3番(吉岡茂樹議員) 了解しました。

次に、大谷川雨水排水機場災害復旧費の内容についてお聞きします。

- ○小川直志議長 菊地維持管理課長、答弁。
- ○菊地征一維持管理課長 お答えいたします。

大谷川雨水排水機場災害復旧費につきましては、浸水により被災した大谷川雨水ポンプ場の流入ゲート、除じん機、しさ搬出コンベヤー、電気室空調機、燃料タンク等の電気設備、機械設備及び倒壊した敷地周囲のフェンスについて、災害復旧費国庫負担金を得て復旧しようとするものであります。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

3番、吉岡議員。

○3番(吉岡茂樹議員) 再質疑いたします。

国の災害復旧費国庫負担金を得て復旧するという内容でありますが、復旧に関して、雨水排水機場の目的というのは河川の増水を制御する、ここにあるというふうに考えます。今回増水によって電気系統がダメージを受けたというふうなことでありますが、堤防決壊によって計画水位よりも想定を超えた水位になった。それが原因だというふうに私は理解をしております。今回の台風19号の異常な降雨量は地球温暖化の影響によるというふうに言われておりますが、地球温暖化の影響は今後も非常に大きくなるのではないかというふうに考えます。

そこで、今回の国からの負担でできる復旧はどこまでなのか、お伺いをしておきます。

- ○小川直志議長 菊地維持管理課長、答弁。
- ○菊地征一維持管理課長 お答えいたします。

今回被災した大谷川雨水ポンプ場の復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく 国の負担を得て実施するものであり、原形復旧が原則とされております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

3番、吉岡議員。

○3番(吉岡茂樹議員) 最後の質疑になります。

原形復旧というふうなことであります。これは今後さらに大変な状況が発生する可能性があるわけですから、同じような事態が発生するとも限らないというふうに私は考えます。そういう意味では、もっと抜本的な対応が必要なのではないかなというふうに思っています。

そこで、1つ確認ですが、当排水機場は増設することになっています。増設に当たっての議案審議のときに、下流への排水量がふえるわけですから、下流の河川整備は問題ないか、こういう質疑を私いたしまして、問題はない、そういうふうな答弁を得ておりますが、今回の台風19号の経験から、当ポンプ場の増設計画には影響はないのかどうか、お伺いをしておきます。

- ○小川直志議長 菊地維持管理課長、答弁。
- ○菊地征一維持管理課長 お答えいたします。

今回の台風19号に関連し、ポンプ増設工事につきましては、国からは特段意見は寄せられていないため、 早期に完成ができるよう計画どおり進めていく予定であります。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

 \Diamond

◎一般質問

○小川直志議長 日程第13、一般質問を行います。

通告者は1人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め60分以内 となっておりますので、ご注意願います。

質問を許します。

6番、大澤初男議員。

○6番(大澤初男議員) おはようございます。6番、大澤初男でございます。まず、台風19号の被害に遭われました方々には心からお見舞いを申し上げます。被災されました方々には、一日も早くもとの生活に戻れますようお祈りを申し上げます。

さて、私の質問は1項目で、水害対策についてでございます。台風19号の豪雨と洪水により、坂戸、鶴ヶ島地内においては、昭和22年のカスリン台風以来の越辺川堤防の決壊で甚大な被害が発生したところであります。堤防が切れた事例では、実に72年ぶりの大惨事と言えます。去る10月12日から13日未明にかけて通過した台風19号から既に2カ月強が過ぎましたが、浸水被害等を受けてしまった被災者の方々はまだまだ復旧途上で、もとの生活に戻れず、仮住まい生活を余儀なくされております。

本組合の施設も例外なく、被災したところであります。特に大谷川雨水ポンプ場では、下水道事業発足

以来の出来事であり、かつ地球温暖化に伴い台風などによる風水害は、一層の激甚化、そして頻発化が心配されているところでもあります。ついては、今回の水害対応の検証と今後の課題について、以下3点の質問をいたします。

1点目、大谷川雨水ポンプ場と堤防決壊における被災対応について。

2点目、石井水処理センターの基本的な水害対策について。

3点目、その他の施設の水害対応について。

以上、3点ご質問をいたします。

- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 それでは、水害対応のご質問につきまして順次お答えいたします。

初めに、大谷川雨水ポンプ場と堤防決壊における被害対応についてでございますが、10月12日から13日にかけ、台風第19号の襲来により大雨となり、越辺川の大谷川樋門下流右岸、川越市平塚新田地先におきまして、約70メートルにわたり堤防が決壊いたしました。堤防の決壊により、大谷川雨水ポンプ場及び大谷川雨水幹線が浸水により被災いたしました。大谷川雨水ポンプ場におきましては、流入する水からごみを取り除く除じん機内の監視カメラ、ポンプを稼働させる燃料タンクの油量計といった電気設備等の故障や施設周辺に設置されたフェンス等も破損いたしました。大谷川雨水幹線におきましては、転落防止柵が左岸、右岸合わせて90メートルにわたり破損いたしました。大谷川雨水ポンプ場における被災箇所の復旧に当たりましては、災害復旧費国庫負担金の請求が可能であるとのことから、埼玉県下水道局、埼玉県下水道公社による支援をいただきまして、災害復旧費の積算を行い、国へ災害査定申請を行うとともに、今回の12月議会におきまして補正予算第2号として災害復旧費を計上し、早期復旧に向け、現在進めているところでございます。

次に、石井水処理センターの基本的な水害対策についてでございますが、ハード面といたしましては、石井水処理センターの敷地は周辺の道路及び河川堤防より高く位置しており、各施設の出入り口はさらに約50センチかさ上げをしてございます。ソフト面での対策といたしましては、浸水防止のため、土のうを常備し、災害に備えているところでございます。

次に、その他の施設の水害対策についてでございますが、組合が管理しておりますその他の施設につきましては、雨水幹線や管渠等がございます。本組合の全体計画では、下水道設計指針等を踏まえ、想定する雨量が5年確率として1時間当たり降雨強度57ミリメートル、これを設定してございます。特に雨水幹線につきましては、平成28年、29年に落差工付近において護岸の崩落がございまして、復旧した経緯がございますことから、浸水被害を未然に防止するため、今後水路内の浚渫や護岸防護のためのフィルターユニット等の設置を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

6番、大澤議員。

○6番(大澤初男議員) 一通りのご答弁いただきましたので、これより一問一答で再質問をいたします。 まず、越辺川の決壊と思われる事象を発見した後の組合での対応についてどうだったのか、お伺いをい たします。

- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

10月13日早朝に、大谷川雨水ポンプ場の監視カメラによりまして、樋門下流の越辺川右岸が決壊していると思われることを確認したことから、河川管理者である荒川上流河川事務所越辺川出張所、川越市、坂戸市及び埼玉県へ電話で報告を行い、現状確認のため、職員を現地へ向かわせ、決壊箇所の確認を行いました。

以上でございます。

- ○小川直志議長 6番、大澤議員。
- ○6番(大澤初男議員) 10月13日の午前5時半ごろということで、明るくなったときかなというふうに思うわけですが、国あるいは県、坂戸市、川越市に越辺川が決壊をされているのではないかという連絡を入れてもらったようでございますが、指定河川の管理者は水防法に基づく氾濫発生情報を発表しなければならないと定められております。今般、国からの決壊情報の伝達はなく、県管理の飯盛川排水機場への連絡も午前9時半だったというふうにお聞きしております。その間の情報伝達に若干課題があったのかなというように感じますが、越辺川を管理する荒川上流河川事務所等から大谷川雨水ポンプ場のポンプ運転に関して何らかの指示等はあったのか、お伺いをいたします。
- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

荒川上流河川事務所等からポンプの運転に関しまして指示等はございませんでした。 以上でございます。

- ○小川直志議長 6番、大澤議員。
- ○6番(大澤初男議員) わかりました。国土交通省では、堤防決壊に至った原因を特定するために、越辺川・都幾川堤防調査委員会を立ち上げて会議を重ねてきたところであります。その会議の冒頭で、越辺川や都幾川堤防が決壊した時間についていつごろなのか、各種データから推定ができないかと委員から質問があったと聞いております。この委員の質問は的を射たもので、いつ越水が始まり、いつ決壊したのか、原因を究明する上では貴重な、あるいは重要な情報となり得ることであります。

皆様にお配りした資料の1から3は、国土交通省関東地方整備局のホームページで公開されております 資料のほんの一部ですけれども、コピーしたものでございます。堤防調査委員会で示されたものとほぼ同 じ資料でございます。資料1からは、越辺川等の水位の変化がわかります。特に左側のグラフで見てもら いますと、高坂橋では計画高水位に、ほぼいっぱいにはなっておりますけれども、まだまだ若干の余裕は ございます。その下の天神橋では、都幾川と合流した下になりますけれども、既にもう計画高水位を2メ ートルもオーバーをしていたという状況でございます。いかに都幾川に降った雨量が大変なものであった かという想像ができるわけでございます。その下流の越辺川、落合橋では、もう既に計画高水量を優に超 えてしまって、機械が測定限界を超過したために欠測が生じていたということでございます。これらの資 料と同様に、本組合で持っている運転データ、あるいは観測水位データなどの情報を国土交通省に提供を していたのか、お伺いをいたします。

○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。

○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会から直接組合のほうに水位計データや大谷川雨水ポンプ場の運転記録等の資料の提供の依頼等はございませんでしたが、越辺川の河川管理者でございます荒川上流河川事務所につきましては、うちのほうから資料のほうの提供を行ってございます。

以上でございます。

- ○小川直志議長 6番、大澤議員。
- ○6番(大澤初男議員) 皆さんもご承知のとおり、去る12月2日に堤防調査委員会から決壊原因について の発表がございました。残念というか、決壊時間については何の意見もついてございませんでしたが、堤 防の決壊の直接の原因といたしましては、越水決壊、浸透決壊、侵食決壊の3つが形態としてございます。 予想どおり今回の堤防の決壊については越水したことによる決壊ということで、公式に断定をされたとこ ろでございます。越辺川の入西水位観測所では、氾濫危険水位まで、わずかながらではありますけれども、 余裕があったにもかかわらず、下流の越辺川で堤防が決壊をしてしまったということは、支流部の河川、 特に都幾川流域部に降った雨の量が中途半端ではなかったことが推察をされるところでございます。しか しながら、確かに降雨量は堤防決壊の大きな要因にはなりますが、私はほかにも原因があると思っており ます。ましてや飯盛川や大谷川の雨水ポンプの運転が堤防決壊に至る直接の原因であるかのような誤解を 受けるような言い回しをしている報道も見受けられました。ポンプによる排水が全く決壊に影響はない、 関係はないとは言いませんけれども、少なくとも直接の要因ではないということでございます。ほかにも こちらの資料から見ていただくとわかるように、本河川が若干カーブを描いている場所でもあります。下 流には、小畔川、入間川、あるいは荒川の合流部を控えておりまして、バックウオーターが生じている可 能性も否定できません。大事なことは、決壊現場に行かれた方は気がついたかと存じますが、堤防の決壊 箇所及びその周辺の堤防の高さが明らかに低く感じます。目で見てもわかる感じでございます。資料2と 3を比較して見ていただきたいと存じますが、資料2は痕跡水位、水が出たよという何かの印があらわれ ているところをはかったものでございますが、この決壊箇所付近では堤防を約50センチほど超えておりま した。図3では、縦横比が異なりますので、特に極端に低く見える感じになります。念のために大谷川雨 水ポンプ場樋門前の堤防天端と決壊現場手前の堤防天端を比較測量してみましたら、約88センチも低い事 実がありました。堤防の高さは計画高水位に、通常ハイウオーターレベルと呼ばれている高さでございま すが、これに余裕高を加えて算出をされますが、今回のケースではこの余裕高に堤防決壊の大きな要因が あったのかと感じます。わずか300メートルほどの間でこれだけ堤防天端に高低差があったのはなぜかわ かりませんけれども、堤防の本復旧時は下水道組合としてもぜひ堤防のかさ上げについて要請をいただき たいところでございますが、お考えをお尋ねをいたします。
- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

荒川上流河川事務所に確認いたしましたところ、堤防については計画上必要とされる高さを確保するための堤防拡築等の工事を段階的に実施すると伺ってございます。本組合といたしましては、構成市と連携を図りながら、国に対しまして要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

6番、大澤議員。

○6番(大澤初男議員) ぜひ災害復旧は、原形復旧が確かに原則ではございますけれども、ここで言っている場所のかさ上げとはまた意味合いが違うと思いますので、よろしくということでございます。

既に埼玉県知事に要望書を下水道組合の管理者として提出したと聞いておりますけれども、その主な内容についてお尋ねをいたします。

- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

要望書につきましては、10月16日に管理者から知事に直接手渡ししております。その主な内容でございますが、ポンプ等の修繕費用に係る補助金の確保並びに浸水軽減を図る目的で、来年度から着手を予定するポンプ2台の増設のための交付金の確保につきまして特段の配慮を要望したものでございます。要望後に埼玉県下水道局より連絡がございまして、被災箇所の復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく申請を行うよう指導を受け、現在事務を進めているところでございます。

以上でございます。

- ○小川直志議長 6番、大澤議員。
- ○6番(大澤初男議員) 先ほど吉岡議員の補正予算との関係で質問が重複するかもわかりませんけれども、 管理者及び職員の努力によって、大谷川雨水ポンプ場には内水処理のための現在の倍に相当するポンプの 増設計画が予定されております。設置の方向性に全く変更はないのか、念のためにお尋ねをいたします。
- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

大谷川雨水ポンプ場の増設計画につきましては、現在毎秒10.5立方メートルから毎秒21立方メートルになるよう、建屋とポンプ等の増設を行うため、現在日本下水道事業団に詳細設計を委託しているところでございます。そのような中、国から日本下水道事業団に今回の台風19号による東日本各地の災害復旧を優先するよう通知がございまして、それを受け、日本下水道事業団から組合に対し詳細設計の完了期限の延長要請があったことから、令和2年6月末ごろまで延期となる見込みでございます。そのような中で、令和2年予定しておりますポンプの増設工事、こちらにつきましても発注時期がおくれることがないよう事業団のほうにも確認をとり、進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○小川直志議長 6番、大澤議員。
- ○6番(大澤初男議員) ポンプの増設については変更がないということで一安心というところでございますけれども、今回の樋門施設やポンプ施設が浸水でダウンしてしまったということを考慮いたしますと、 既存の電柱を含む受電施設、設備、あるいは機械設備、また今後増設に絡む増設施設について、浸水に対する強靱化を図る意味合いについてお考えがないか、お伺いをいたします。
- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

まず、樋門施設につきましては国土交通省の管理となっておりますことから、本復旧に際しては組合か

らも要望を伝えていきたいと考えております。既存のポンプ施設の浸水に対する対応策につきましては、 現在日本下水道事業団と相談をしている段階でございます。

また、新たに増設する施設につきましては、現在の設計委託の中で対応策を考えてまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

6番、大澤議員。

○6番(大澤初男議員) 2点目の石井水処理センターの水害対策についてに移ります。現状報告をいただ きました。

では、石井水処理センターは、同組合から見てどのような施設に位置づけられるのか、お伺いをいたします。

- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

水処理センターを初めとする下水道施設は、市民生活を支えるライフラインの一つであり、災害時においても停止させることができない重要な施設でございます。特に石井水処理センターにつきましては、北坂戸水処理センターを統合した場合、組合唯一の処理場となり、今後その重要度は増していくものと考えてございます。

以上でございます。

- ○小川直志議長 6番、大澤議員。
- ○6番(大澤初男議員) 坂戸市水害ハザードマップ、こちらの資料の最後の4ページでございますが、見ていただきますと、石井水処理センターは、マップ上では浸水区域、大体凡例で見ますと浸水深さが0.5から3メーター未満になっております。坂戸市史の現代資料編を読んでみましたところ、冒頭に紹介をさせていただきましたカスリン台風では、島田赤尾地区の約2,500メーターに及ぶ堤防箇所が亀裂を生じ、9月15日、午後8時20分に大音響を上げて決壊したと記されております。

石井水処理センターは、決壊箇所と目と鼻の先に位置しているわけでございますが、同センターが浸水 した場合の影響についてどうなるのか、お尋ねをいたします。

- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

坂戸市水害ハザードマップで想定される浸水深最大の3メートル程度の浸水となった場合は、各施設1 階部分の水没が予想されます。この場合は、大谷川雨水ポンプ場の遠隔操作やセンターの運転を行う中央 操作室、電気室並びに汚水の流入がある地下施設に大きな被害が発生すると考えられます。

以上でございます。

- ○小川直志議長 6番、大澤議員。
- ○6番(大澤初男議員) この地域にレベル4以上の避難勧告や避難指示が発令された場合、石井水処理センターの運転や大谷川雨水ポンプ場の遠隔操作に携わる職員並びに委託作業員等はどう対応されるのか、お伺いをいたします。

- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

石井水処理センターの稼働を継続するためには、人が常駐し、監視操作が必要でございます。もし避難 指示が発令され、組合職員や委託業者職員の身体に危険が迫った場合には、施設の稼働を停止させてでも 生命の安全を最優先に確保しなければならないと考えてございます。

以上でございます。

- ○小川直志議長 6番、大澤議員。
- ○6番(大澤初男議員) 人命が最優先されるということでは皆さん一致をするところであろうかと思います。

河川法による河川管理施設の操作規則では、その取り扱いについて、退避場所について、ハイウオーターレベル、先ほど言った計画高水位よりも高い位置、あるいは堤防よりも高い位置という意味合いかと思いますが、浸水が想定されない場所などを考慮し、設定することとし、条件的に問題がない場合は操作室も対象として検討することができるとあります。操作室が2階あるいは3階であれば最高の場所ではないかということで考えますが、下水道処理場は河川管理室ではありませんが、そのことを踏まえて臨機応変の対応が必要と思われますけれども、お考えについてお尋ねをします。

- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

石井水処理センターは、常に稼働している施設であることから、多くの組合職員や委託業者職員が勤務している状態でございます。そのような状況で避難指示が出された際は、付近の指定避難所に避難することになりますが、内閣府の避難勧告等に関するガイドラインでは、屋外の避難場所への移動がかえって命の危険を及ぼしかねない場合には、浸水被害のない建物の上階へ避難する垂直避難が適当であるとされておりますので、組合につきましても臨機応変に対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

- ○小川直志議長 6番、大澤議員。
- ○6番(大澤初男議員) 石井水処理センターには、周りを歩いていただくとわかりますけれども、周辺に 現在は使われていない施設用地がございます。この用地を利用して、施設への浸入防止用の堤防を設置す るお考えはないか、お尋ねをいたします。
- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

石井水処理センターの施設には、1階に中央操作室や電気室といった施設、それと地下にも重要な施設がございます。これらの施設が浸水すると、施設全体のコントロールが失われ、機能停止となることが予想されることから、敷地内の堤防を設置することも一つの有効な手段と考えられます。今後、堤防の設置も含め、施設の重要性や費用対効果等総合的に検討した上で、有効な方法につきまして調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

6番、大澤議員。

- ○6番(大澤初男議員) 大谷川や飯盛川の雨水幹線やその他の雨水管渠等は、時間当たり雨量が57ミリの基準で設計をされているというご答弁がございました。時間57ミリの雨量と言えば、かなりバケツをひっくり返したような感じになるわけでありますけれども、最近のゲリラ豪雨は時間当たり100ミリを超えるようなケースもあるようでございます。坂戸市千代田地内でさかえ池というのがありますが、この近辺のマンホールから雨水が噴き出て、千代田工業団地内の道路が川のようになっているのを数度見かけたことがあります。あるいは、大谷川があふれ、東坂戸団地内の道路に溢水をしているケースもあります。このようなケースや事例であります局地的集中豪雨に対する雨水管理についてお考えをお尋ねいたします。
- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

本組合では、雨水管が布設されていても雨水が処理し切れない道路について、道路管理者と協議や調査を行っており、本年度もふぐあいのあったさかえ池付近の集水ますから雨水管へ接続している取りつけ管を3カ所布設がえをしてございます。今後も道路管理者と連携を図りながら雨水対策を進めてまいりたいと考えております。

また、大谷川があふれ、東坂戸団地の道路に溢水しているケースや事例につきましても、組合としても 認識しているところでございまして、そういう事態を少しでも軽減できるよう、大谷川雨水ポンプ場の増 設に向け、今後事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○小川直志議長 6番、大澤議員。
- ○6番(大澤初男議員) ゲリラ豪雨などの計画降雨を超える局地的集中豪雨に対応するために、国が示す 雨水管理総合計画策定ガイドラインに沿って、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の雨水管理計画を策定をするお考 えはないか、お尋ねをいたします。
- ○小川直志議長 宇津木事務局長、答弁。
- ○宇津木優明事務局長 お答えいたします。

今回の台風第19号による被害を初め、計画降雨を超える局地的集中豪雨への対応につきましては、喫緊の対応すべき検討課題であると認識してございます。

ご質問の雨水管理総合計画につきましては、下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的としており、平成29年7月に国が公表した雨水管理総合計画策定ガイドラインにおいては、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面中期、長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める雨水管理総合計画を策定することが望ましいとされております。本組合におきましても、計画降雨へ対応したポンプ増設等の整備事業を推進するとともに、雨水管理総合計画策定ガイドラインに基づいた雨水管理総合計画の策定に向け、関係市と調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

6番、大澤議員。

○6番(大澤初男議員) 最後の質問になります。石井水処理センターは、重要な下水道施設であり、ライ

フラインであります。今般、長野の千曲川の堤防決壊により、下水道処理機能が停止をしてしまったクリーンピア千曲や佐久市下水道処理場と同様に、坂戸、鶴ヶ島の10万人を超える市民が下水道が使えないということになりますと、被災者となり、大変な事態が想定をされております。

総括といたしまして、今回の災害をよい教訓といたしまして、これからの水害対策には想定外は通用しなくなります。既存の堤防は切れるものという考えに立って、下水道施設全般について何らかの浸水対策が必要と思いますが、ご認識をお伺いをいたします。これはいろいろ言いたいこともあろうかと思います。石川清管理者にご答弁をお願いをいたします。

- ○小川直志議長 石川管理者。
- ○石川 清管理者 本市で堤防が決壊したのは、大澤議員さんが言われたように、昭和22年のカスリン台風、 島田地区4名の方が不明になっております。今回の水の流れは異常でありました。いつももっと小さい水 害で片柳が床下浸水するのに、今回一件もありませんでした。県にお願いいたしまして、浚渫した効果だ なと思います。今回の川越地区で決壊した場所を見に行きましたら、決壊すべきところのような気がして なりません。大谷川の排水ポンプがあるところは広いですが、それからだんだん、だんだん狭くなって、 90センチ低い。あの地区の高齢者に聞きましたら、昔はあそこは小畔川、霞堤だったと。あそこに堤防が できたと。決壊したところ手をつけていると。数年前から越辺川、都幾川の流れが異常になってきている のではないかなと感じていました。今回も高麗川を見に行き、島田橋、越辺川を見たときに、あれで決壊 することは普通ではあり得ない。よくよく考えてみますと、ときがわ町長が言っていましたが、前は3日 で600ミリ、今回は1日で600ミリ降ったと。その水が下流で合流して、決壊したところに当たるのです。 きのう、国交省、県も来ましたので、決壊したところを本復旧して、また壊れたらとんでもないことにな るので、しっかりやってほしいと。90センチ低いから、それもちゃんと嵩上げしてくれと言ってきました。 それはちゃんとやるそうです。それで、大谷川の排水機も、ずっと私は内水の問題を国に言っていました ので、予算がつくことになりましたので、ある程度内水は大丈夫ではないかなと思います。飯盛川につい て坂戸市が悪者にされているみたいですが、排水ポンプ、うちのほうは止めませんと一言も言っていませ ん。止めないでくださいとお願いをいたしました。最終的には県が止めないでくれたので、赤尾地区も5 件の床上浸水で済みました。今回いろんなことを見てきまして、人間が手を加えたところが東松山は2カ 所ですか、坂戸もそのような気がいたします。一番が、大澤議員さんさっき言われた越水であります。越 水すると水が来て、えぐられます。今回決壊したところも越水が200メートルぐらいです。一番低いとこ ろがやられていますので、来年議員さんが承認してくれれば水のう、土のうではなくて水の土のうみたい なのがありますので、それを1,000メートル買うつもりであります。それで、大谷川にも水のうをやって、 その下に防水シートを設置してえぐられないようにやっていきます。きのう国も来ましたので、堤防の低 いところを教えてほしいと。そこもしっかりと水のうと防水シートで守っていきたいなと思っています。

まず、災害来ると思っていました。私、半分ぐらい。ずっと正月から言っていたのですが。それで、市長として何ができるかなと思ったときに、排水ポンプ、最初1億円ぐらいかなと思ったら5,000万円だったので、2台買いました。消防本部に船もほんのちょっとしかありません。1隻か2隻です。鶴ヶ島さんに言うとまたいろいろありますので、坂戸で直接買いました。陰口大分言われました。市長、おかしいのではないのかと。排水ポンプが何の役に立つ。まして船が。でも、その船で216人救助いたしました。大

澤議員さんが先ほど言いましたように、想定外はありません。市長として、市民の生命、財産守ることはしっかりとやっていきたいと思っております。鶴ヶ島市さんはうらやましいです。水の被害ほとんどありません。でも、今度の避難所で、水だけではなくて風が怖くて逃げてきた人も大勢います。風速50、60メートルといったら想像できませんし、千葉県の台風15号の印象があるので、そうなるのではないかなと思います。

石井水処理センターは、大切であります。内水で上にいくことはないと思います。ですから、堤防決壊しないように、いかに努力するか。いかに市長としてそれをやっていくか。しっかりと今年の災害を検証しながら、市民の生命、財産しっかり守っていきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

- ○小川直志議長 よろしいですか。
- ○6番(大澤初男議員) はい。
- ○小川直志議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

\Diamond

◎議長の挨拶

○小川直志議長 以上をもって、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には早朝よりお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。また、スムーズな議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

いよいよ年末でございます。年が越しますと、また新たな仕事も大変ふえてくると思いますが、ご健康 にはご自愛いただきまして、ご精励賜りますように心からお願い申し上げまして、閉会に当たりましての 挨拶といたします。お疲れさまでございました。

--- ♦ -

◎管理者の挨拶

- ○**小川直志議長** 管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。 石川管理者。
- ○**石川 清管理者** 皆様方のご協力により、無事終了することができました。ありがとうございます。

台風19号に関しましては、議員の皆さん、消防団、消防署、ボランティア、ごみの処理に関しましては 1市3町、齊藤市長さんには大変お世話になりました。近隣の人たちが仲よくなければこういうこともできませんので、これから2市3町仲よくやってまいりますので、皆様方のご協力もよろしくお願いいたします。

これからまだ変な気候ですので、お体十分ご留意いただきまして、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

(午前11時15分)

○**小川直志議長** これをもちまして、令和元年12月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、 閉会といたします。

ありがとうございました。